

○財務省告示第百九十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年五月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠
三	法律及びその条項の適用等
四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額

利付国庫債券（十年）（第二百九十七回、第三百回、第三百四回及び第三百八回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十三回、第六十八回、第九十七回、第一百一回、第一百二回及び第一百三回）
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
額面金額で二千九百九十八億円
内訳（別表のとおり）

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十一年七回)	一・四%	平成十二年三月二十日	三千四百三十億円
利付国庫債券 (第十年)	一・五%	平成十一年三月二十一日	七百三十五億円
利付国庫債券 (第九年)	一・三%	平成九年三月二十一日	九十九億円
利付国庫債券 (第八年)	一・三%	平成八年三月二十二日	五十億円
利付国庫債券 (第七年)	一・九%	平成七年三月二十四日	四百一億円
利付国庫債券 (第六年)	一・八%	平成六年三月二十五日	九十億円
利付国庫債券 (第五年)	二・二%	平成五年三月二十六日	十六億円
利付国庫債券 (第四年)	二・二%	平成四年三月二十九日	十億円
利付国庫債券 (第三年)	二・四%	平成三年三月二十日	八十四億円
利付国庫債券 (第二年)	二・四%	平成二年三月二十日	五十億円
利付国庫債券 (第一年)	二・三%	平成元年三月二十日	三十億円